

本巢市道路及び河川草刈り等ボランティア報償金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、市が管理する道路及び河川においてボランティアで草刈り及び樹木の剪定並びに伐採（以下「草刈り等」という。）を行う者に対し予算の範囲内で交付する報償金（以下「報償金」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(交付の対象となる者)

第2条 報償金の交付の対象者は、本市区域内において組織された有志によるボランティア団体であって、第6条の規定による登録を受けた団体（以下「実施団体」という。）に所属し、実施団体が行った次条に規定する業務に係る作業を行った者とする。

(交付の対象となる業務)

第3条 報償金の交付の対象となる業務は、次に掲げるとおりとする。ただし、市長が実施団体による草刈り等が必要と認めた区域（以下「草刈り等区域」という。）で行うものに限る。

- (1) 道路の路面及び法面の草刈り
- (2) 河川の法面の草刈り
- (3) 樹木の剪定及び伐採

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる業務は、報償金の交付対象としない。

- (1) 地域環境活動事業に係るもの
- (2) 多面的機能支払交付金事業に係るもの
- (3) 中山間地域等直接支払交付金事業に係るもの
- (4) 前3号に掲げるもののほか、国、県又は市町村（特別区を含む。）から補助金、助成金等を受けて行うもの
- (5) 個人で行うもの
- (6) 空地、公園、ため池及び用水路の草刈り等
- (7) 作業時間が2時間に満たないもの

(報償金の額)

第4条 報償金額は、別表に掲げるとおりとする。

(作業限度)

第5条 報償金の交付の対象となる草刈り等の回数は、同じ草刈り等区域で同一年度につき2回までとし、その間隔は、概ね2月以上とする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(団体の登録等)

第6条 実施団体の登録（以下「登録」という。）を受けようとする団体（以下「申請団体」という。）は5人以上とし、本巢市道路及び河川草刈り等ボランティア実施団体登録申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して、市長に申請するものとする。

- (1) 位置図

(2) 草刈り等を実施する区域を示す図面（作業範囲の面積が分かるもの）

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、登録の可否を決定し、登録をしたときは、本巢市道路及び河川草刈り等ボランティア実施団体登録通知書（様式第2号）により申請団体の代表者に通知するものとする。

3 実施団体は、登録された事項を変更しようとするときは、本巢市道路及び河川草刈り等ボランティア実施団体登録事項変更届（様式第3号）を市長に速やかに提出しなければならない。

4 実施団体は、登録を辞退しようとするときは、本巢市道路及び河川草刈り等ボランティア実施団体登録辞退届（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

（草刈り等の実施）

第7条 実施団体は、前条第2項の規定により登録された草刈り等区域において報償金の交付を受けようとする草刈り等を実施しようとするときは、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 草刈り等の実施に当たっては周辺の安全に十分考慮すること。

(2) 刈り取った草等を適切に処理すること。

(3) 関係自治会と調整を行うこと。

(4) 市長の指示に従うこと。

（安全対策）

第8条 業務にあたっては、事故等がないよう法令を遵守しなければならない。

2 業務中の事故及び紛争については、実施団体の責任によって処理するものとし、作業内容に応じて傷害保険及び賠償責任保険に加入するなど必要な措置を講ずるものとする。

3 実施団体は、業務中に事故等が発生した場合は、速やかに発注者に報告するものとする。

（報償金の交付等）

第9条 実施団体は、前条の規定による草刈り等を実施したときは、業務1回ごとに速やかに本巢市道路及び河川草刈り等ボランティア実施報告書（様式第5号。以下「報告書」という。）を市長に提出するものとする。

2 業務を行った報償金の交付を受けようとする者（以下「請求者」という。）は、本巢市道路及び河川草刈り等ボランティア報償金交付請求書（様式第6号）を市長に提出するものとする。

3 市長は、前2項の規定による提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、請求者に報償金を交付するものとする。ただし、委任状（様式第7号）により請求者から当該団体の代表者に報償金の受領の権限を委任されていることが分かる場合においては、当該団体の代表者に交付するものとする。

（報償金の返還等）

第10条 市長は、実施団体が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その登録を取り消し、既に交付した報償金の全部又は一部の返還を求めることができる。

- (1) 虚偽の登録申請によって登録を受けたとき。
- (2) 報告書の記載等に不正があったとき。
- (3) その他市長が不相当と認める事実があったとき。

(損害賠償)

第11条 実施団体は、その責めに帰すべき事由により市又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(事務の所管)

第12条 実施団体の登録、報償金の交付等に関する事務は、建設課において行うものとする。

(補則)

第13条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

別表（第4条関係）

作業時間	単価
2時間から4時間未満	400円/人
4時間から8時間まで	800円/人

備考

- 1 申請団体としての限度額は1回につき20,000円とする。
- 2 前項の限度額を超える場合は割り戻した額とする。